

## 通所介護・介護予防通所介護事業者指定にかかる人員、設備基準

指定基準			根拠法令
人員に関する基準	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置。 ※ 支障がない場合、事業所の職務または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務との兼務も可能。	基準第94条 予防基準第98条
	生活相談員	事業所ごとに、サービス提供時間数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員を1以上配置。 ※ 社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格が必要。	生活相談員または介護職員のうち、1人以上は常勤  基準第93条 予防基準第97条
	看護職員	単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員を1以上配置。 ※ 看護師または准看護師の資格が必要。	
	介護職員	サービス提供時間帯を通じて、単位ごとに1人以上配置した上で、単位ごとにサービス提供時数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員を配置。 ※ 利用者数が15人以下の場合：確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数 利用者数が16人以上の場合：確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 〔・勤務延時間数：介護職員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計 ・平均提供時間数：利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数〕	
	機能訓練指導員	1以上配置。 ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格が必要。	
	利用定員が10人以下の場合		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供時間帯を通じて、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員または介護職員を単位ごとに1人以上配置した上で、単位ごとにサービス提供時数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員または介護職員を配置。</li> <li>・生活相談員、看護職員または介護職員のうち、1人以上は常勤</li> </ul>			
設備に関する基準	設備・備品等	食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を有する。 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、サービス提供に必要なその他の設備および備品を備える。	基準第95条 予防基準第99条
	食堂、機能訓練室	それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ※ 狭隘な部屋を多数設置することで面積を確保するべきではない。	
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	

※ 基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準

予防基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準